日田市	大分県日田市大山町西大山の一部（土地改良事業　綿打地区）確定測量図及び換地計画書 大分県日田市堂尾の一部（農村総合整備事業　日田地区　堂尾工区）確定測量図及び換地計画書
宇佐市	大分県宇佐市大字麻生の一部（中山間地域総合整備事業　麻生地区）確定測量図及び換地計画書
国東市	大分県国東市国東町見地の一部（農村総合整備事業　国東地区）確定測量図及び換地計画書
九重町	大分県玖珠郡九重町大字田の一部（里地棚田保全整備事業　中板地区）確定測量図及び換地計画書
下詰土地改良事業共同施行	大分県大分市大字下原の一部（土地改良事業共同施行　下詰地区）確定測量図及び換地計画書
天神地区共同施行	大分県豊後大野市緒方町大字天神の一部（共同施行土地改良事業　天神地区）確定測量図及び換地計画書

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２０４７号

札幌市中央区南10条西８丁目２番27―803号
債務者　高倉　健一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８３９号

札幌市豊平区豊平２条１丁目１番29―605号
債務者　小野　一樹
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７０号

北海道江別市東光町104番地の７　ミドルヴィレッジＣ―１
債務者　竹林　照晃
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７４号

札幌市手稲区前田２条11丁目10番26号
債務者　小島　潤一
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５６号

札幌市東区北48条東18丁目２番12―703号
債務者　千葉　孝治
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５７号

札幌市東区北48条東18丁目２番12―703号
債務者　千葉　明美
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３４号

札幌市西区琴似４条７丁目３番16号　コーポせき201号
債務者　鈴木　　敦
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５５号

札幌市中央区南12条西15丁目２番16―403号
債務者　成田　貴代
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９号

札幌市北区太平12条７丁目２番11号
債務者　境澤　三芳
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８５号

札幌市東区本町１条７丁目１番13―206号
債務者　篠森　道央
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０６号

札幌市南区石山２条２丁目５番25号　パレス石山202号
債務者　高倉　　恵
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７号

札幌市北区拓北３条２丁目４番１号　ロード21―１号
債務者　増原　るみ（旧姓吉田・加藤）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５９号

札幌市白石区本郷通12丁目南１番１号　アドバンス本郷101号
債務者　東　　宏枝（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部